

必読

暮らしの法律ナビ

No.69 **相続でよくある誤解**

人が亡くなると相続が開始する。故人の財産が無いので相続するものは無いと考えている人も多い。しかし、借金のみを相続する事があるので要注意である。借金は法定相続割合で承継されるが、相続放棄をすれば支払う義務はない。相続放棄は相続の開始を知った時から三カ月以内に家庭裁判所に放棄の申述をする。では相続の開始を知った時とはいつか？普通は死亡の事実を知った時となるが、貸金業者が死後三カ月を経過してから各相続人に請求した事例で、

裁判所は借金の事実を知った時から三カ月以内に

放棄をすればよいと判断した。もつとも人の死亡で発生する権利で相続と関係ない財産もある。退職金、生命保険金、未支給年金、遺族年金等である。これらは退職金規定や保険契約、法令で取得者が決まっている権利であるから相続放棄をしても取得できる。お悩みの方は専門家に相談下さい。

遺言・相続 成年後見**債務整理・破産 離婚 他**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**☎079-561-2050
土日相談可 tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>